

町長日誌

(2月1日～28日)



| | |
|------|---|
| 2月2日 | 庁議 |
| 3日 | 妙光寺節分会追儺式 |
| 4日 | 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 打ち合わせ |
| 5日 | 水田農業推進協議会 |
| 6日 | 匝瑳市ほか二町環境衛生組合定例議会 (匝瑳市) 騒音対策委員会多古地区部会 |
| 10日 | 農家組合長会議 |
| 11日 | 両総土地改良区多古工区通常総代会 |
| 12日 | 商店連合会とのまちづくり懇談会 |
| 13日 | 千葉県町村会定例会(千葉市) |
| 14日 | 生涯学習文化講演会 消友会新年会 |
| 15日 | 建設組合新年会 |
| 17日 | 香取広域市町村圏事務組合定例会 (香取市) |
| 18日 | 道路整備要望のため県庁へ(千葉市) |
| 19日 | 市民公開シンポジウム(千葉市) |
| 23日 | 農業近代化資金利子補給運営委員会 総合振興審議会 |
| 25日 | たばこ耕作組合多古地区総会 |
| 26日 | 国保運営協議会 課長会議 |
| 27日 | 介護保険事業推進協議会 ニチレクボール大会 |



「妙光寺節分会」で豆まきをする菅澤町長

新設・修理は町指定の業者で!!

町営水道を新設するときや修理するときは、給水工事の国家資格を持つ町指定業者に依頼してください。

| | | |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 小川工作所 ☎ 76-2167 | 白井工業 ☎ 043-496-0702 | 日下設備工業 ☎ 0478-75-2109 |
| 石井さく井工業 ☎ 76-4880 | 岩立水道建設 ☎ 0478-78-4355 | 小川住設 ☎ 67-2364 |
| 山倉電機 ☎ 75-0015 | 共立工業 ☎ 0476-35-0311 | 安藤建設 ☎ 76-5311 |
| 佐瀬ポンプ商会 ☎ 76-2778 | 椿設備 ☎ 0476-94-0071 | 岩井住宅設備 ☎ 79-0356 |
| 多古設備 ☎ 76-3151 | 伊藤設備工業 ☎ 0478-86-2729 | 柏熊建設 ☎ 76-8021 |
| 喜多住宅設備 ☎ 76-5220 | 東栄 ☎ 73-1431 | サンワ設備 ☎ 047-393-2431 |
| 五木田設備 ☎ 75-0475 | 第一住宅設備 ☎ 85-0034 | 技建工房 ☎ 043-298-5360 |
| 菅澤設備工業 ☎ 75-1802 | エヌエス工業 ☎ 0478-55-1211 | 芝山さく井 ☎ 77-1320 |
| カツミ管工設備 ☎ 75-0391 | 浅野住建 ☎ 75-1758 | 勝又建設 ☎ 76-2086 |
| 高橋鉄工 ☎ 75-1161 | トキタ設備 ☎ 0478-59-2431 | クラシアン ☎ 043-294-9131 |
| 佐藤設備 ☎ 76-4027 | ダイシン工業 ☎ 84-1726 | 及川電気設備 ☎ 79-2707 |
| 京葉工管 ☎ 043-233-7733 | 石井住設 ☎ 78-0512 | アクア ☎ 0476-24-3580 |
| 進日本工業 ☎ 043-234-1661 | 鈴木設備 ☎ 72-2352 | 福田工務店 ☎ 0476-94-0244 |
| 片野建設 ☎ 0478-55-1801 | 今井設備工業 ☎ 0475-58-8313 | 昌和建設 ☎ 043-487-4624 |
| 東京屋 ☎ 0478-78-2217 | 宇野設備 ☎ 72-5123 | 第一空調 ☎ 0476-22-6125 |
| たつみ産業 ☎ 043-445-3000 | 良誠設備 ☎ 043-445-5414 | 石川商会住宅機材部 ☎ 62-1341 |
| 三光総業 ☎ 043-444-0127 | 大洋技研 ☎ 043-444-2225 | 橋興業 ☎ 0476-42-5726 |
| あづまや ☎ 62-0169 | 小堀設備工業 ☎ 0478-78-4357 | |

水道メーターの検針と水道料金の納期は2カ月ごと!!

| 期別 | 使用分 | 検針予定日 | 納期限 |
|----|--------|-----------|--------|
| 1期 | 4・5月 | 5月20日～月末 | 6月30日 |
| 2期 | 6・7月 | 7月20日～月末 | 8月31日 |
| 3期 | 8・9月 | 9月20日～月末 | 11月2日 |
| 4期 | 10・11月 | 11月20日～月末 | 12月25日 |
| 5期 | 12・1月 | 1月20日～月末 | 3月1日 |
| 6期 | 2・3月 | 3月20日～月末 | 4月30日 |

平成21年度の水道メーター検針日と水道料金の納期限は次のとおりです。

命の源 水道の 利用に当たって

1. **メーターの位置が置いてある**
2. **メーターの位置が止まっている**
3. **メーターの位置が汚れている**
4. **メーターの位置が埋まっている**
5. **メーターの位置が埋まっている**

水道メーターを検針するため、検針員が皆さんのお宅を訪問していますが、次のような理由で検針できないことがあります。検針しやすい環境づくりにご協力をお願いします。

メーターの適正管理にご協力を!!

新たに町営水道に加入する場合や、すでに加入していても届け出している内容が変更となる場合は、次の届け出が必要になります。

なお、住宅の増・改築などで、メーターの位置を変えたり、水道管の口径を変えたりするときは、事前に生活環境課までお問い合わせください。

- ◎水道開栓届
新規加入をするときや、閉栓の届け出をしていたものを再度使用する時
(新規加入のときは、加入分担金が必要になります。)
- ◎水道閉栓届
転出や長期不在などで水道を使用しないとき
(メーターを外して給水を中止します。この届け出がないと、使用量がゼロでも基本料金が掛かります。)
- ◎水道加入者名義変更届
死亡・転出・転居などで加入者や使用者が変わったり、住所が変わったりしたとき

届け出をお忘れなく

- ◎口座振替納付届
水道料金を口座からの振替納付にするときや、すでに振替納付をしている方が金融機関や振替口座を変更するとき
- ◎口座振替をご利用の皆さんへ
口座からの引き落とし日は、原則として偶数月の末日です。残高のご確認をお願いします。(末日が土・日・祝日の場合は、その翌日となります。)
- ◎お問い合わせ
生活環境課 ☎(76) 5406
- ◎水道料金の納入相談について
さまざまな事情で水道料金を納入できないときは、生活環境課へご相談ください。(相談なく滞納されますと、給水を停止させていただきます。)
- ◎ゆづちよ銀行と郵便局でも納入できます
4月から、ゆづちよ銀行と郵便局でも水道料金が納入できるようになりました。(納期限が過ぎたものを除く。)